

### 3 イオンディライト社に対する求釈明

- (1) 前回期日において、訴訟代理人は「虚偽である」旨を何度も繰り返したが、当事者であり、被害者である原告に対し、他方の当事者であり、加害者である●●の主張を盲信して、配慮に欠ける発言を為したことは格別、原告主張のどの部分が「虚偽」であるのか、具体的事実につき釈明を求める。
- (2) 前項に関連して、仮に原告の主張が「虚偽」であるのであれば、当該原告の所為は刑法 233 条（業務妨害）の構成要件該当性を充たすところ、なぜ●●は原告を刑事告訴しないのか。

<参照>大判昭 11・5・7 刑集 15-573

殊に、訴訟代理人を務める●●弁護士が所属する「●●・●●法律事務所」には、元検事で●●地検●●●を最後に退官した、●●●●弁護士が所属しており、●●弁護士はいわゆる「●●●●事件」に関連して――

――

――原告を告訴した場合、起訴に持ち込める蓋然性が非常に高いと言えよう。

なお、原告も、仮に告訴が為された場合には、起訴・公判を求める意思を検察官に強く訴える所存である。

●●は、原告の「虚偽」により業務を妨害され、訴訟代理人の事務所には元●●地検●●●の弁護士が所属し、原告も告訴されるのを求めており、かつ証拠も揃っている状況において、●●が刑事告訴しない合理的根拠について、釈明を求める。

- (3) 原告による、文書ないし架電に対する返答を一切為さず、原告がやむなく調停を申立てた際も、調停の出席すら拒んだ事実を認めるか否か。
- (4) 前項のごとく、企業として、また元請としての最低限の社会的責任を放棄しながら、本件訴訟で責任の不存在を主張するとは、いかなる了見か。

- (5) 上記(3)で挙げた、原告による文書ないし架電に対応するか、もしくは調停に出席して自らの主張を述べていた場合、本件訴訟は回避できた可能性が存在することを認めるか否か。
- (6) 回避の可能性が存在したにも拘らず、社会的責務の懈怠によって本件訴訟を徒に招いた結果につき、株主ないしイオン利用客に対して、どのような申し開きをするつもりか。
- (7) 上記(3), (4)で挙げた一連の所為は、「イオンディライト基本理念」(甲 41), 「イオンディライト行動規範」(甲 11), 及び「イオンの基本理念」(甲 42)に反するものではないか。

すなわち、「イオンディライト基本理念」においては「そこで働く社員の職場環境における価値」が述べられ、「イオンディライト行動規範」では「1 私はディライトな職場環境の維持向上を目指し、ともに働く仲間を尊重します。」と宣言している(甲 41, 11)。

さらに、「イオンの基本理念」でも「イオンは、人間を尊重し、人間的なつながりを重視する企業集団です。」と断言している(甲 42)。

パワハラないしモラハラについては、百歩譲って争いがあると仮定しても、原告が正規の勤務時間のみで、行政の基準を大幅に超過した時間数の労働を余儀なくされた事実については当然に把握しているはずであり、それが「ディライトな職場環境の維持向上を目指し」ていると言えるのか。

また、そのような状態を放置する事は、「ともに働く仲間を尊重します」を実行していると言えるのか。

そして、原告からの接触に対し一切の対応を懈怠しておきながら、「人間を尊重し、人間的なつながりを重視する」などと、どの口が言うのか。

下請の従業員である原告は、「ともに働く仲間」でないどころか、「人間」ですらないのか。

上記につき、「イオングループ」の一員としての釈明を求める。